

夕張市農業委員会
第21回総会議事録

令和5年3月29日

市役所 5階委員会室

1. 開催時間 14 時 00 分から 14 時 55 分

2. 出席委員（農業委員、農地利用最適化推進委員）

（農業委員）

職名	氏名	出欠
会長	後藤 敏一	出
会長代理	①前田 尚輝	出
委員	②工藤 政則	出
委員	③板谷 忠弘	出
委員	④清野 治彦	出
委員	⑤	
委員	⑥豊田 英幸	出

（農地利用最適化推進委員）

職名	氏名	出欠
推進委員	宇野 裕治	出
推進委員	高木 貢	出
推進委員	山崎 雅美	出
推進委員	政氏 登治	出
推進委員	村越 裕一	出

合計出席者数 6 名

3. 議事録氏名委員 清野委員、豊田委員

4. 事務局出席者

事務局長	中川 雅俊	地域振興課	平井 薫
主事	杉山 良磨	地域振興課	朝日 敏光
書記	渡邊 愁斗		

5. 議事

議案第1号	夕張市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について
議案第2号	令和5年度最適化活動の目標の設定等について
議案第3号	農地法第3条第2項第5号による下限面積の廃止について
報告第1号	農業経営改善計画の認定について
報告第2号	農地所有適格法人報告書について

【総会議事録】

局長 夕張市農業委員会第21回総会の開会に先立ち、会長からご挨拶をお願いいたします。

会長 （挨拶）

議長 ただいまから、夕張市農業委員会第21回総会を開催いたします。

本日の出席委員は、6名全員出席です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に

議長 基づき、本総会が成立していることを報告いたします。議事録署名委員は4番清野委員、6番の豊田委員をお願いいたします。

議長 行政行事報告について、事務局より報告をお願いします。

局長 (報告)

議長 何かございますか、なければ議案第1号夕張市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について説明願います。

書記 2頁をご覧ください。議案第1号夕張市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定により、農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)を作成しましたので本会の決定を求めるものでございます。

3項をご覧ください。令和3年5月の農業委員会総会で令和3から5年の3年間の指針を策定しておりましたが、令和5年4月の農業委員会法と農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、その内容に則した形にしなければならないので、新たに策定するものでございます。

3項の第1基本的な考え方です。農業委員会の最重要事務として平成28年から農地等の最適化の推進ということで位置づけられております。地域計画に基づいて、農地中間管理事業や活用した遊休農地発生の解消、担い手への農地集積・集約化に取り組むこと等の内容となっております。基本的には3年毎の見直しとなっておりますが、今回は、改選前の変更となるため、4年間で調整しております。以降は3年毎の更新となります。4項をお開きください。第2具体的な目標、推進方法及び評価方法についてです。1. 遊休農地の発生防止・解消について。遊休農地の解消目標は、利用状況調査、利用意向調査。農地中間管理機構との連携。再生利用が困難とされた、非農地判断等で現状から目標4年間の遊休農地の目標0haとしております。5項の2. 担い手への農地利用の集積・集約化についてです。担い手への農地利用集積目標は、現状655ha。4年後の目標を669ha。その差が14haで設定をしております。こちらは、令和2年度と4年度の実績を計上しております。担い手の減少と集積率も減少していることから高い目標設定ではなく、現状維持を目標に設定いたしました。6項をお開きください。3. 新規参入の促進についてです。個人、法人共に1人、1法人を目標として設定いたしました。取得面積は下限面積1haを参考に設定いたしました。第3「地域計画」の目標を達成するための役割ですが、毎月、委員さん方に行っていただいております農地の見守り、農業者への声掛け、意向把握等、地域計画に必要な項目を記載しております。説明は以上です。

議長 ただいま、事務局から説明ありましたが、ご意見、ご質問等ありますか。

工藤委 中間管理機構が大きく揺われておりますが、これまで市内で中間管理機構を使ってきたことはありませんでしたが、今後は、中心に考えていくっていいことでしょうか。

書記 利用集積計画は市町村段階で許可していたものが法改正により、北海道知事までの認可が必要となってきます。その途中の段階で中間管理機構が入ってくる形となりますので、必ず中間管理機構を通さなければいけない内容の法改正となっております。

議長 工藤委員よろしいですか。

工藤委 はい。

議長 ただいま議案第1号について、他になにかありますか。ないようなので、議案第1号については可決とします。

次に議案第2号「令和5年度最適化活動の目標の設定等」について説明願います。

書記 8項をお開きください。議案第2号「令和5年度最適化活動の目標の設定等」について、農業委員会による最適化活動の推進等について、令和5年3月1日付け4経営第2762号農林水産省経営局長通知に基づき、令和5年度最適化活動の目標の設定等（案）を作成したので、本会の決定を求めるものでございます。先ほど、議案第1号で説明しました、4年間の計画の中の単年度の内容ですが、農業委員会の事務として、農地等の最適化の推進に関する事務が最重要事務となっております、その活動の透明性を確保するための事業として、農林水産省の通知に基づいて、3年間の計画策定、公表、点検、評価を行うものでございます。9項から計画（案）になっておりますが、1. 農業委員会の状況ですが、現在の体制、農家、農地等の概要が記載されております。2020年の農林業センサスから数字を拾っております。令和4年度の計画、数字の変更しておりません。10項の2. 最適化活動の目標の1最適化活動の成果目標（1）農地の集積ですが、先ほどの議案第1号で説明した農地の集積面積と集積率の内容で4年間で14haと設定していたので、単年度で換算しますと、1年間3.5haとなります。現在集積率が90.2%。0.5%の上昇で90.7%となっております。12項をお開きください。この目標設定ですが、担当地域ごとの設定が必要で目標については、富野0.5ha。清沼0.7ha。沼ノ沢北0.9ha。紅沼0.9ha。滝ノ上0.5ha。合計で3.5ha。10項をお開きください。1号遊休農地は現在0haです。先ほどは11haとなっておりますが、農地として使えないような見込みが山林、原野化している農地については、非農地判断ということで農地から除外する手続きが必要となってきますので、適正な遊休農地の管理を行っていきたいと考えております。（3）新規参入の促進ですが、令和4年度は、1経営体を計上しております。位置づけとしては、新規参入者に農地を貸付しても良いという同意を得た農地面積を公表しなければならないとなっております。令和4年度と同様で過去3年間の平均の1割を設定しなければならないとなっておりますので、算定しましたところ5.8haを記載しております。2最適化活動の活動目標ですが、委員さん方に毎月行っていただいております、最適化活動の日数

書記 目標となっております。1人当の日数目標は、今までひと月で6日と設定しておりましたが、要綱が実績に基づいて、実績を下回る目標設定ができないとされておりますので、目標としては、10日と変更となっております。(2)活動強化月間の設定目標ですが、令和4年度と同様に農作業の時期が落ち着いてきた9月から11月に遊休農地の解消、農地の集積の項目を記載しております。(3)新規参入相談会への参加目標ですが、1名で1回と記載しております。説明は以上です。

議長 ただいま説明ありましたが、何かございますか。なければ、議案第2号可決とします。次に議案第3号「農地法第3条第2項第5号による下限面積の廃止」について事務局から説明願います。

書記 14項をお開きください。議案第3号「農地法第3条第2項第5号による下限面積の廃止」について、平成21年12月15日付け夕張市農業委員会告示12号で告示した農地法第3条第2項第5号による下限面積について、廃止しようとするものでございます。1.廃止する事項(1)設定区域は夕張市。(2)下限面積1ha。2廃止する理由は、令和5年4月1日施行の改正農地法により、下限面積が廃止するためとしております。現在、農地を取得するためには、北海道では、2haと決まっております、それとは別に市町村ごとに下限面積を設定できるようになっておりまして、夕張市では、1haと平成21年に定めていたのですが、下限面積そのものがなくなるので、今回議案として提案をさせていただいております。

議長 ただいま説明ありましたが、何かございますか。なければ、議案第3号可決とします。次に報告第1号農業経営改善計画の認定について事務局から説明願います。

主事 15頁をご覧ください。報告第1号農業経営改善計画の認定について、夕張市長より農業経営基盤強化促進法に基づき、農業経営改善計画の認定を受けた認定農業者について通知があったので、次のとおり報告いたします。16項をお開きください。件数は1件で認定番号4-3が令和5年1月16日から5年間でございます。更新の内容となっております。経営改善計画の方向概要、目標達成のための取るべき措置の概要につきましては記載のとおり作成いただいておりますのでご確認をお願いいたします。説明は以上です。

議長 ただいま報告第1号の説明がありましたが、何かございますか。なければ報告第1号については承認いたします。次に報告第2号について説明願います。

主事 17頁をご覧ください。農地所有適格法人報告書について、報告は3件で●●●●●●●●●●と●●●●●●●●●●と●●●●●●●●●●です。●●●●●●●●●●ですが、内容について

主事 は、1の法人の概要は昨年同様で、2の(1)の生産物についても同様の内容で、(2)の売り上げについて実績が●●●●●●円となっており、すべて農業の売り上げでございます。19頁の構成員の状況については、昨年と変わらない内容ですのでご確認ください。20頁の役員の状況ですが、役員構成は昨年同様に必要な農作業従事日数の要件も満たしている内容です。2件目の●●●●●●●●●●ですが、決算時期が7月末ですので、本来10月末までの提出ですが、今回提出のあったものです。更に決算時期変更の内容を記載した臨時総会議事録の提出がありましたので、令和3年8月1日から12月31日の報告書と令和4年1月1日から12月31日の報告書と併せて提出となっております。法人の概要は昨年同様で、2の(1)の生産物についても同様の内容で、(2)の売り上げについて実績が令和3年分が●●●●●●円。令和4年分が●●●●●●円となっており、すべて農業の売り上げでございます。構成員の状況については、昨年と変わらない内容ですのでご確認ください。役員の状況ですが、役員構成は昨年同様に必要な農作業従事日数の要件も満たしている内容です。3件目の●●●●●●●●●●ですが、法人設立後初めての報告書提出となります。法人の概要としましては、●●さん名義の農地を法人で使用貸借を受ける形となっております。2の(1)の生産物についても同様の内容で、(2)の売り上げについて実績が●●●●●●●●●●円となっており、すべて農業の売り上げでございます。34頁の構成員の状況については、代表取締役●●●●●●さん。取締役●●●●●●さん、●●●●●●さんとなっております。35頁の役員の状況ですが、必要な農作業従事日数の要件も満たしている内容です。説明は以上です。

議長 ただいま報告第2号の説明がありましたが、何かございますか。なければ報告第2号については承認いたします。

議長 全ての審議がおわりましたが、各委員から何かございますか。なければ、以上をもって総会を閉会いたします。

令和5年3月29日

議事録署名委員 4番 清野 治彦

6番 豊田 英幸